

職員の懲戒処分について（令和6年8月1日付け）

令和6年7月9日（火）に公立野辺地病院 30代 男性 総括主査は、自分の令和6年4月分から7月分までの給与明細書を偽造するため、事務局 30代 女性 主査から休暇中の給与担当者のID及びパスワードを聞き出し給与システムに不正にアクセスし、自分のデータを改ざんして給与明細書を偽造し、そのデータをUSBに保存し持ち出した。

この事案に関して、下記のとおり当事務組合の職員2名に対し、地方公務員法第29条に基づく懲戒処分を行いましたので公表します。

記

1 当事者

所 属	職 名	年 齢	性 別	処分内容
公立野辺地病院	総括主査	30代	男 性	停職1か月
事務局	主 査	30代	女 性	減給(10分の1)1か月

2 管理監督者

所 属	職 名	年 齢	性 別	処分内容
公立野辺地病院	課 長	50代	男 性	口頭による嚴重注意
事務局	課 長	50代	男 性	口頭による嚴重注意

3 処分期日 令和6年8月1日

4 管理者から

職員がこのような不祥事を起こしたことにつきまして、地域住民の皆様にご心から深くお詫び申し上げます。

今回の事案を厳粛に受け止め、綱紀の保持の徹底と再発防止に向けた万全の対策を講じ、地域住民の皆様の信頼回復に努めてまいります。